

報告事項が7件ございます。

第1件目として、4月28日及び5月25日に開催された東京都市長会関係の主な審議内容をご報告申し上げます。

はじめに、4月28日に開催された平成27年度第1回東京都市長会についてです。

まず、東京都等からの連絡事項が1件ありました。

総務局から「『新たな多摩のビジョン行動戦略』年次報告書2014」について、説明がありました。

本件は、昨年3月に策定された「新たな多摩のビジョン行動戦略」に掲げた都の事業の状況、市町村や民間企業など多摩地域で活動する様々な主体による新しい取組についてまとめた報告書とのことです。

次に、議案審議事項として、6件の審議が行われました。

議案第1号の「役員選考委員会の開催及び役員の選考」について審議され、役員選考委員会の設置が承認されました。

引き続き開催された役員選考委員会において、再度次期会長等の役員選考が行われ、その結果、本年5月1日からの市長会の新役員は、会長に羽村市長、副会長に調布市長、立川市長、小平市長、三鷹市長、監事に武蔵野市長、小金井市長が就任することに決定しました。

あわせて追加議案第1号の「東京都市長会会則の一部を改正する会則（案）」について、副会長を3名から4名に増員することについても決定されました。

議案第2号の「部会の編成替え及び部会長等の推せん」については、市長会の5つの部会の編成替え及び各部会長・副部会長の選任について承認されました。この度、私は環境部会の部会長に就任いたしました。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」については、全国市長会委員、同会関東支部委員、任期満了に伴う委員のほか、その他の委員の推薦について承認されました。

なお、私は、新たにオール東京62市区町村共同事業推進会議委員に推薦されることになりました。

議案第4号の「全国市長会要望事項（平成28年度要望）の提出」については、東京都市区長会として提出する120件について説明があり、その後審議し、決定されました。

議案第5号の「各種団体からの後援依頼」については、原案のとおり承認されました。

次に、報告事項ですが、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における多摩地域への競技会場、事前キャンプ及び練習会場招致に関する要請」について、3月6日に、市長会会長の竹内青梅市長、政策調査特別部会長の稲葉小金井市長、石森八王子市長が、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会副事務総長のほか、東京都の中西総務局長、中島オリンピック・パラリンピック準備局長に要請書を提出したとの報告がありました。

そのほか、「会長専決処分の報告」及び「各種団体からの要請書」、「平成27年度市町村共同事業助成金審査会の審査報告等」、「平成26年度市町村共同事業の実績報告」、「平成26年度調査研究報告書」、「東京の自治のあり方研究会「最終報告」」について報告され、了承されました。

続きまして、5月25日に開催された平成27年度第2回東京都市長会についてです。

まず、議案審議事項として、4件の審議が行われました。

議案第1号の「平成26年度東京都市長会事業報告」及び議案第2号の「平成26年度東京都市長会一般会計歳入歳出決算」については、主な会議開催、要望関係、政策提言等の事業並びに決算状況について報告があり、いずれも承認されました。

議案第3号の「各種審議会委員等の推せん」については、役員のあて職委員の推薦について承認され、私は、新たに東京都市町村協議会委員に推薦されることになりました。

議案第4号の「市町村共同事業助成制度」についても承認されました。
そのほか、報告事項等として、「会長専決処分の報告」がありました。
以上が、市長会関係の報告です。

次に、第2件目として、5月27日に開催されました多摩市総合教育会議について、ご報告申し上げます。

本会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、地方公共団体の長と教育委員会との協議・調整の場として、長が設けることとされたもので、本市では、今回が初めての開催となりました。

主な協議・調整事項といたしましては、法により長が定めるものとされた「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を議題とし、平成27年3月に策定した第五次多摩市総合計画第2期基本計画に定めた政策の中から、「A-2 人と学びを未来につなぐまちづくり」及び「C-2 豊かな心を育む、学びと文化、交流のまちづくり」の2つの政策をもって、大綱に代えることで合意いたしました。

このほか、教育委員会からは、平成27年度における教育委員会の主な施策として、「子どもの交通安全への取り組み」、「持続発展教育・ESDの推進」、「特別支援教育の充実」、「教育連携支援事業の推進」、「家庭で課題を抱える児童・生徒への支援」の5件について、ご説明いただき、意見交換等を行いました。

なお、教育委員会と市長部局との連携・協力の必要性・重要性という点では、相互に認識も一致しており、次回の会議においては、「持続発展教育・ESDの推進」について意見交換することを確認し、閉会いたしました。

第3件目として、「市道工事等に係る損害賠償等請求訴訟の判決」について、ご報告を申し上げます。

本件は、本市が行った平成3年の市道工事により阻害された宅地内の排水機能の復元を求めるほか、少なくとも740万円の損害が生じているとして、市民がその損害の賠償等を求めて提起した訴訟について、第1審及び第2審にお

いて相手方の請求が棄却されましたが、相手方がこの判決を不服として上告したことは、これまでにご報告したとおりです。

この上告について、平成27年3月19日に最高裁判所が上告を棄却する決定をした旨の調書が市に送達されました。これにより、この事件についての市の勝訴が確定したのでご報告するものです。

第4件目として、「懲戒免職処分取消訴訟の経過」について、ご報告を申し上げます。

本件は、本市が平成23年2月28日に行った「懲戒免職処分」について、処分を受けた元職員が、処分は裁量の範囲を逸脱するもので違法であるなどとして、その取消しを求める行政訴訟を平成25年8月5日に東京地方裁判所に提起したものです。

この訴訟について、平成27年3月27日に「原告の請求を棄却する」との判決が言い渡されましたが、原告はこの判決を不服として平成27年4月2日に控訴いたしました。今後は、控訴状等の内容を検討し、適切に対応してまいります。

第5件目として、「重度心身障がい者通所訓練事業に係る損害賠償請求訴訟の提起」について、ご報告を申し上げます。

本件は、本市が多摩市社会福祉協議会に運営を委託していた重度心身障害者通所訓練事業において、当該事業の利用者であった者から、平成27年3月25日に本市を被告とする損害賠償請求訴訟が提起されたものです。

原告は、多摩市社会福祉協議会の職員が原告を車椅子にリクライニングさせた状態で縛り付け、原告及びその保護者の意に反して「とろみ」を付けた食事を原告の口に「流し込んだ」と主張し、これが虐待行為であるとして損害賠償を請求するものです。

本市といたしましては、原告の主張は事実に基づかないものであり、多摩市社会福祉協議会の職員による食事の提供は、専門家の指導と保護者の了解の下

に行われた正当なものであることから、本市の正当性を主張してまいります。

なお、本件訴訟に関しては、先に多摩市社会福祉協議会を被告とする同趣旨の損害賠償請求訴訟が提起されており、両訴訟は、併合されて行われています。

第6件目として、「学校給食費請求訴訟の和解」について、ご報告を申し上げます。

本件は、多摩市立の中学校に在学し学校給食の提供を受けた生徒の両親が、平成25年度及び平成26年度11月までの学校給食費7万6930円を納めなかったため、7回の訪問、8回の電話及び催告書、最後通告の送付等を行いました。納付がなく、また、納付相談にも応じませんでした。

このような状況であることから、本市は平成27年3月3日に町田簡易裁判所に支払督促の申立てを行いました。これに対し、債務者である両親がこの支払督促に異議を申し立てたため、裁判が行われることとなりました。

この平成27年5月14日の裁判期日においては、債務者が請求額7万6930円の全額を支払うことを約し、支払方法については分割で納付することを希望したこと等から、これらを内容として、裁判上の和解に応じることとしました。

第7件目として、「職員の懲戒処分」について、ご報告を申し上げます。

職員が偽造した診断書によって長期間に渡り不正に病気休暇及び病気休職を受けていた事件に関し、議員をはじめ市民の皆様の信頼を裏切りましたことに対しまして、深くお詫び申し上げますとともに、改めて、経過及び対応等について、ご報告いたします。

平成23年6月から平成27年3月までの間に、当該職員自身で偽造した医師の診断書39通を不正に使用し、病気休暇の取得及び病気休職処分を受けていた事実が発覚しました。

発覚した経緯は、診断書を確認した産業医が診断書の疾病名に照らし休養期間が長いという疑義が生じ、診断書を発行した医師及び本人に確認したところ、

4通のうち3通については、診断書の発行の事実が無く、当該職員自身で偽造したことが本年3月16日に判明しました。

その後、当該職員が市に提出した他の医療機関発行の診断書についても、医療機関への照会等で確認したところ、36通の診断書において発行履歴が無いこと、また本人への事情聴取においても、本人自身で診断書を作成した旨の確認が取れたことから市として偽造であると認定しました。

これら当該職員の一連の行為は、刑法第159条第1項「有印私文書偽造罪」及び同法第161条「同行使罪」に該当する可能性が高く、また、これだけの長期間に多数の診断書を偽造し、偽造した診断書に基づき適正な手続を経ずに不正に長期間の病気休暇及び病気休職を受けていることから、各偽造行為は不正な病気休暇及び病気休職の取得という合目的行為であり、計画性が認められ、極めて悪質性の高い非違行為に該当するものです。よって、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」及び第35条「職務に専念する義務」、多摩市職員服務規程第2条「サービスの原則」に違反し、市職員としての信用を著しく傷つける不名誉な行為そのものであることから、当該職員を平成27年5月21日付けで懲戒免職処分といたしました。

なお、今回の事件に伴い当該職員が不正に取得した給与については、本人に対して今後返還を求めていきます。

今回のこのような事件が発生したことを重く受け止め、再発防止策として、診断書提出時に医療機関が正規に発行した診断書であることを確認するために、領収書又は診療明細書の原本を診断書に添付して提出するようにしました。

また、職員の健康管理において、早期の把握と対応を図るため、産業医への受診やカウンセラーの活用などに取り組んでいくと共に、長期に休んでいる職員に対して所属長等が当該職員と一緒に主治医の受診を受けるなど療養状況の確認に努めていくことで職員の健康管理を含めた復職支援プログラムの充実を図っていく所存です。

誠に申し訳ございませんでした。

以上、7件をご報告申し上げ、市長行政報告といたします。

(平成27年第2回多摩市議会定例会)